

構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会（第39回）議事録

日時 平成29年8月9日（水）10:00～11:30

場所 永田町合同庁舎1階 第3共用会議室

出席者 （委員）榎谷委員長、今野委員、明石委員、島本委員、山根委員

（関係府省庁）厚生労働省子ども家庭局保育課 榊井係長

文部科学省生涯学習政策局社会教育課 八木課長

文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課

久芳地方教育行政専門官

総務省自治行政局行政課 藤井課長補佐、手塚係長

観光庁観光産業課 山内課長補佐、河合係員

観光庁観光地域振興部観光資源課 蔵持課長、笠井係長

法務省入国管理局総務課企画室 近江室長、廣比係長

法務省入国管理局入国在留課 前多係長

（事務局）河村事務局長、岡本事務局次長、村上次長、田中参事官、井上主査

1. 開会

（榎谷委員長）それでは、第39回「評価・調査委員会」を始めたいと思います。

2. 医療・福祉・労働部会報告

（榎谷委員長）議事次第に沿って進めたいと思いますが、本日は各部会長より、部会における検討状況について報告をいただくとともに、関係省庁により制度改正等について説明をいただきたいと思います。

始めに、医療・福祉・労働部会の検討結果について御報告をお願いしたいと思います。

（今野委員）医療・福祉・労働部会では、評価対象である特例措置920（公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業）、それと特例措置939（児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業）、もう一つ、特例措置2001（公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業）について、全国展開について検討を行ってまいりました。

検討に当たりまして、この3件ですが、内容が非常に似ておりますので、特例措置920を優先的に検討して、その結果を受けて、その他2つの特例措置について結論を得るという方法でやっていこうということにいたしました。

本年は部会を3回開催するとともに、現地調査を実施し、検討を進めてまいりましたが、現時点では部会としての評価意見の取りまとめに至っておりませんので、引き続き検討を行うことにしております。

検討の経過については事務局より説明をお願いします。

(田中参事官) 資料1に今野医療・福祉・労働部会長からの報告というペーパーがございますけれども、この「2. 経過」でございます。今年に入って3月、5月、8月に部会を開催させていただいておりますけれども、3月には3つの特例措置につきまして、厚生労働省から弊害についての調査結果、事務局から効果についての調査結果を御報告させていただきました。

厚生労働省からは弊害につきまして、アレルギー対応あるいは発達段階での子どもへの個別対応等、個々のきめ細かい対応について、外部搬入にはいろいろと課題があるのではないかな等の報告があり、事務局からは外部搬入による財源確保によって新しく保育サービスの展開や充実を図ったとか、個別対応についてもそれぞれの保育所と搬入元が連携して行っているといった報告をさせていただきました。

次のページですが、7月に現地調査を委員の方々に実施いただきまして、自園調理の保育所と外部搬入を行っている保育所をご覧いただいたところであります。自園調理の保育所につきましては、調理の現場を見る、五感で感じるというメリットがあり、教育にとって大変有効だということが強く強調され、その意義をお話いただいたところです。一方で、外部搬入を行っている市町村におきましては、山間地にあつて児童数も減少しており、そういった小規模なところではなかなか自園調理が難しいので外部搬入による効果が大きいといった御説明もあつたところです。

8月1日の部会でも現地調査とこれまでの調査結果を踏まえまして御議論を頂戴したところです。「3. 今後の対応」に記載しておりますが、こういった弊害と効果の比較に加えまして、最近の傾向として食物アレルギーの有病率が増加していることがあり、かなり個別対応が複雑になっているという事情も加味しなければいけません。一方で、地域において園児がどんどん減少している、そういう小規模なところでの自園調理が難しい場合をどう考えるべきか、そのような自治体、地域での事情といったものも考慮しなければいけないということもあります。公立保育所の場合は、一般財源化の中で自園調理を行うための経費は交付金の算定基礎になっていることもあつて、それを活用することで自園調理を進めていくという選択もあるのでございますけれども、一方で地域の実情によりそれが難しい場合もあるのかどうか、そういったところを再度調査し、次回部会にお諮りしていきたいと考えております。

以上でございます。

(樫谷委員長) ありがとうございます。

それでは、厚生労働省から何か補足することはありますか。

(榊井係長) 厚生労働省保育課の榊井と申します。

基本的には今御説明があつたとおりで議論が進んでいるのですけれども、先日の部会で議論に挙がりました点について1点補足させていただきます。今まで保育園を対象に特区での外部搬入を平成16年から実施していただいていたのですけれども、平成27年度から子ども・子育て支援新制度が始まりまして、保育園については定員が20人以上となっておりますが、19人以下の小さい保育園、小規模保育園と呼ばれるものですか、家庭的保育といういわゆる

保育ママですとか、小さい規模の保育というものが新しくできました。そこで、先日の議論において、今おっしゃっていただいたような地域の小さな保育園ですと、平成27年からできた新しい小規模保育などに転換する可能性も新しく出てきたのではないかというような御意見があったところです。今後、事務局と厚生労働省で調整をさせていただいて、現状調査といますか、現在、どのような公立保育園の方々が外部搬入を実施されているのか調べた上で、引き続き議論をさせていただければと思っております。

厚生労働省から補足としては以上でございます。

(樫谷委員長) ありがとうございます。

ただいまの報告につきまして御意見、御質問がございましたら御発言いただきたいと思えますけれども、いかがでしょうか。

私からよろしいですか。外部搬入方式と自園調理方式の事故率というのと、何が事故かというのは難しいかもわかりませんが、トラブルといますか、その割合はどのぐらいなのでしょう。

(榊井係長) 我々が今回行わせていただいた調査ですと、自園調理を行っている保育園と、3歳以上は外部搬入が全国展開されていますので、3歳以上で外部搬入を行っている保育園と、3歳未満で外部搬入を特区で行っていただいている保育園と、3つの類型に分けて調査させていただいたのですけれども、その結果として、食中毒等の発生状況について、自園調理を行っている保育園がヒヤリハットも含めて1割程度発生していたのに対して、3歳未満で外部搬入を行っていただいている保育園ですと、その割合は2割程度となって、大体2倍程度の事故の発生率になっておりました。

(樫谷委員長) ちょっと外部搬入方式のほうが多かったということですか。

(榊井係長) そうです。

(樫谷委員長) 3歳以上と未満がありますね。3歳以上についての調査はしていますか。

(榊井係長) 3歳以上についても同じデータをとりましたが、3歳以上と比較してもやはり3歳未満は高めの数値が出ています。

(樫谷委員長) 3歳未満だから事故が起きやすかったのですか。

(榊井係長) 前回の調査でもそうだったのですけれども、3歳未満の子供の方が食物アレルギーの有病率や発症率も高いということや、体調を崩しやすいこと、発達段階で離乳食などを細かく刻んであげたりといった工夫が必要になってくることなどがあるので、その分、事故が多いと思われれます。

(樫谷委員長) これは健康とか命の問題なので慎重にやらなければいけない、効率化だけ考えたらいけないというのはよく分かるのですけれども、かといって死亡とかそういうものは論外ですが、リスクというのはゼロにはならないと思われれます。大体どれぐらい、例えば自園調理と同じであれば全国展開を認めるのか、それはどのように考えれば良いのでしょうか。

(榊井係長) 我々も平成16年からこの事業を、かなり長く実施していただいているので、何度か弊害調査という形でこれまでさせていただいてきて、なかなか改善が見られていないと

ころでございます。我々としても食事の提供に関するガイドラインの周知を図るという形で、外部搬入で、特区で実施していただくからには、自園調理と同程度の質を確保していただきたいということでこれまで実施してきたのですけれども、なかなか効果が出ていないというのが実情でございます。

(樫谷委員長) それは割合としては倍ですよ。そのレベルというのはどういうことが原因になっているのですか。

(榊井係長) やはりいろいろな理由はあると思うのですけれども、自園調理のメリットとして調理員の方と実施している保育士の方が非常に近くにいますので、常にコミュニケーションをとって、例えばアレルギーの子等も含めて体調不良の子が急に出ってしまったときに、今日はおかゆを提供しましょうとか、スムーズにできるのですけれども、外部搬入ですとそこで少し距離が開いてしまうところがございますので、それで連携不足になりがちというところもあるのではと思っています。

(樫谷委員長) そういうところから割合の差が出ているのですか。それを徹底するようなガイドラインをしっかりとつくって、もう一度確認をしようというお考えだと。

(榊井係長) そうです。厚生労働省としてはそういう方針でございます。

(樫谷委員長) 分かりました。

(今野委員) 今、問題になっているのはおっしゃられたとおりで、自園調理の方がクオリティーは良くなる。それは普通に考えても分かる。でも、それが今度きつくし過ぎると、保育の供給量が減る。コストの問題もありますけれども、供給量が減るという問題も考えなければいけないということで、少しずつ問題の所在を明確にする作業を行っており、その上で何ができるか考えようということです。

(樫谷委員長) 小規模のところはなかなか対応できないという問題があるけれども、それをなくしてしまうと供給が減ってしまうということですね。

(今野委員) 例えば保育園が存続できませんとか。

(樫谷委員長) 微妙な調整が必要なので、ガイドラインでできるだけ近づけようということですね。

(今野委員) あるいは御説明のあった小規模保育園みたいな新しいやり方も出てきたので、そういうことを考えた時にどのような手があるのかももう一度確認したいと考えています。

(樫谷委員長) ガイドラインが出ていくのですね。わかりました。

何か他にございますか。よろしいでしょうか。それでは、特例措置920、939、2001については、医療・福祉・労働部会において引き続き検討を進めたいと思います。

それでは、関係省庁の方は御退室をお願いしたいと思います。ありがとうございました。

(厚生労働省退室)

(文部科学省入室)

3. 教育部会報告

(樫谷委員長) 引き続きまして、教育部会の検討結果について御報告をお願いしたいと思います。

ます。明石部会長、よろしく申し上げます。

(明石委員) 教育部会では、評価意見に基づきまして、特例措置834(835)(地方公共団体の長による学校等施設の管理及び整備に関する事務の実施事業)につきまして、認定地方公共団体における取り組み状況と、他の地方公共団体の活用ニーズについて報告を受けてまいりました。詳しいことは、これから事務局から説明してもらいますが、認定地方公共団体における特定事業の実施状況がまだ準備段階であることから、引き続き状況確認、必要な指導を行うこととし、事業が実施された後にその運用状況を見た上で、速やかに評価を行うことにしております。よろしく願いいたします。

(田中参事官) 資料2をお手元をお願い申し上げたいと思います。これは遠野市で1件、実績があるのですけれども、前回の評価意見におきまして、遠野市における規則の整備がまだ十分なされていないということでした。これは教育委員会の公民館や図書館ですとか、そのような施設管理の権限を市長部局に移行するという特例におきまして、規則の整備が特区法上、義務づけられているのですけれども、その整備がなされていないので、規則の整備を促すこと、特区計画について実施状況の確認を行うこと、活用ニーズについて十分把握すること、規制所管省庁においては、全国展開の可能性があるかどうかについて検討することという御指摘を受けたところでございます。

実施状況でございますけれども、1ページに書いてございますが、端的に申しますと特区計画に基づいて教育委員会が所管する施設の整備あるいは管理がまだ十分に市長部局に移行されておらず、一部にとどまっております。学校施設については校舎についてのみでありまして、基本的には教育委員会が今も管理しています。2つ目のポツですけれども、図書館、博物館については管理は移管しているのですが、規則が未整備になっているという状況でございます。今後、平成29年12月に市では大きな組織再編を予定しているとのことで、組織再編と業務の移管、規則の整備を合わせて一体的に実施する予定であるということでございますので、引き続き状況を注視するとともに、連携をとりながら行っていきたいと思っております。

3ページ、活用ニーズでございますけれども、円グラフのとおり、この特例を活用したい10.6%、活用したいができない4.4%、10数%において活用の意向があるということございまして、その理由を下に書いております。施設管理を市長部局が行うことによって公民館をコミュニティーの場に使うとか、そういった効率的・一元的・一体的な行政に資することができるという理由ですとか、人材の活用、そういったものによって活用したいという御意見もございました。

次の全国展開の可能性については、文部科学省から申し上げます。

(八木課長) 文部科学省でございます。

4ページをご覧ください。全国展開の可能性でございますけれども、これにつきましては今後の対応方針で事務局とともに検討することということで賜りまして、進めてまいりました。

まず、構造改革特区29条2項に定める規則の整備等を含む特区計画の完全実施がされることが必要となっております。そして全国展開について検討したところ、遠野市において3つ、いわゆる施設利用者数の増加等の社会・経済的効果の発現がしているか。2点目としましては、教育活動における支障、安全管理上の課題等、本特例措置の活用にあたっての要件・手続上の課題を克服できているか。そして3点目としまして、関係機関や学校・地域における合意形成等の課題が生じていないかといった点が確認され、その上でいわゆる教育の政治的中立性が確実に担保されるとともに、学校等施設の管理及び整備について教育委員会が行うより効果的かつ効率的なことが客観的に明らかとなった場合には、全国展開が可能となる形だということで整理をいたしまして、教育部会に報告し、御了承をいただいたところでございます。

以上です。

(樫谷委員長) ありがとうございます。

それでは、834(835)について、引き続き文部科学省で進捗に努めていただくのですが、その前に御意見、御質問がございましたら御発言いただきたいと思っております。

私からよろしいでしょうか。最後に御説明いただきました、教育委員会が担うよりも効果的かつ効率的に行われることが客観的に明らかになった場合と書いてありますが、客観的に明らかになるというのはどういうことなのかということと、特区は弊害が特になければ全国展開しようという思想なので、少し考え方として厳し過ぎるのかなと思うのですが、確かに理想はそうなら良いのですが、この辺の具合はどう考えたら良いでしょうか。

(八木課長) 御指摘のとおり、少し理想が高いのかもしれませんが、考え方としてはこうした実際にある程度数字できちんとデータで読み取れることが必要ではないか。ただ、その上で当然またこういう場で御議論をいただいて、ここはこうだよねという御示唆を賜れば、それはそれでまた柔軟に考えてまいりたいと思っておりますが、いずれにしても規則などが整備されていないので、それをまずやっていたかかないといけないのかなということで考えております。

(樫谷委員長) 規則を整備する時に、どの規則をどのように整備するかということについての文科省からの御指導などはあるわけではないのですか。

(久芳専門官) いわゆる事務の委任について、我々は施設管理に関しては認めておりますので、そういう意味では規則を制定するということは事務の委任をする時と、手続上は恐らくほとんど変わらないのかなと考えております。ただ、委任と全国展開の大きな違いと言えば、委任の場合には何か不都合があったときに教育委員会に戻せる。でも全国展開の場合に関しては1回行ってしまったら戻らない可能性がある。その1点だけだと思っております。

(樫谷委員長) 教育委員会も言われていますけれども、では戻したら良いと、市長が判断すれば良いかということ、必ずしもそうでもない場合もあるでしょうから、そういう意味ではという趣旨ですね。

他に何かございますか。よろしいでしょうか。それでは、特例措置834(835) (地方公共

団体の長による学校等施設の管理及び整備に関する事務の実施事業)については、引き続き事務局と文部科学省におきまして進捗状況の把握に努めていただくとともに、必要な指導を行っていただくということで、よろしくお願ひしたいと思います。

また、適宜委員会に御報告お願ひしたいと思います。それでは、御退室をお願ひします。ありがとうございました。

(文部科学省退室)

(総務省入室)

4. 地域活性化部会報告

(樫谷委員長) 続きまして、地域活性化部会の検討状況につきましては、地域活性化部会長として私より御報告したいと思います。

地域活性化部会では、平成27年度評価意見に基づきまして特例措置412(条例による事務処理の特例による事務の合理化事業)及び、特例措置1226(地域限定旅行業における旅行業務取扱管理者の要件緩和事業)につきまして、関係省庁より基礎データの調査結果と改正法案概要について報告を受けました。

まず特例措置412につきまして、事務局から説明をお願ひしたいと思います。

(田中参事官) 資料3をお手元にお願ひします。この特例措置は、都道府県の権限を条例に基づいて、市町村に移譲した場合に、その事務について国との協議が必要な場合は、県を経由して国と協議を行うと地方自治法上なっておりますけれども、その経由を省略できるというのがこの特例の内容でございます。

これにつきまして、前回御議論いただいた際に、そのような事務がどの程度存在するのか、発生しているのかという基礎データを整備して御報告ということでございました。

実態調査の結果を総務省で取りまとめて御報告をいただいたところですが、1ページに書いてございますが、実態として都道府県から市町村へ権限移譲している事務が法律で217法律ございます。そのうち国との協議が必要な事務、法律の中に国と協議しなさいということが記載されているものが7法律12事務ございます。その7法律12事務については2ページの一覧に書いてございますが、例えば農地法ですと農林水産大臣との協議、これは農地転用の話ですが、一定の面積を超えて転用する場合には、農水大臣との協議が必要と記載されている事務でございます。

1ページに戻っていただきまして、この7法律12事務につきまして、市町村に移譲している都道府県の数が21団体、都道府県から移譲されている市町村の数ですと256団体ありますが、実際に権限移譲をしている事務で国との協議が発生した事務は6件となっております。全国展開について部会で御議論いただきましたけれども、実施件数が少なく全国展開を判断するには難しいという関係省庁からの御説明もございました。従いまして、地域活性化部会の中では、経由の事務というものが一体どのような性格のものなのか、何らか県が意見を付するものなのか、単なる経由なのか、あと、全国展開した場合にどういう弊害が想定されるのか等について調査し、再度御議論いただくことで、今総務省と調査を行うべく検討している

ところでございます。

以上でございます。

(樫谷委員長) ありがとうございます。

それでは、今の件につきまして御意見、御質問がございましたら御発言いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

今、調査をしてもらっているということですか。

(田中参事官) 調査票等を作成しております。

(樫谷委員長) 経由するというのは、直接話してはいけないということですか。

(藤井課長補佐) 法制上としては必ず経由することとしております。

(樫谷委員長) 県に話をして、県が国に話をする。決めるのは市町村ということですね。

(藤井課長補佐) その通りです。法律上、決定をするのは市町村と国との協議でということになりますけれども、必ず都道府県を経由していただくという格好になっております。

(樫谷委員長) 権限をおろしておきながら、何で県が関与するのかという話だと思うのですが、それはどのような背景があったのですか。

(藤井課長補佐) そもそもこの制度といいますが、本来、都道府県知事の権限に属する事務の一部を条例によって市町村が処理することができるということでございますので、事務を一旦やらせることになっても、条例を将来的に改廃する可能性もあるわけですし、事務が都道府県に戻ってくることも想定されます。すなわち、決して将来にわたって永久的に事務権限を配分し続けることが確定するという制度ではございませんので、都道府県においても一定の状況を把握し続ける必要性があります。そうした思想のもとにこの経由というものがありますので、それを完全になくすことは、それこそ未来永劫事務権限を配分し続けるというコミットメントにもつながるということでは、制度改正については慎重に判断する必要があるという考え方でございます。

(樫谷委員長) 中途半端になったのは建前もあるでしょうけれども、都道府県としてはどういう判断だったのですか。おろしたくないのにおろしたのか、おろしたくておろしたのか、どちらなのですか。といいますのは、都道府県が市町村に権限をおろしながら同じことをしている。作業としては同じですよ。同じようにワンクッション入るわけです。手間暇は同じなわけです。決して効率化にはなっていない。決定権限をおろしただけです。

(藤井課長補佐) 実際の事務の執行自体が市町村に移りますので、執行主体が変わることは十分影響があると思います。

(今野委員) 特区で直接国と市町村がやっている場合でも、普通は権限を移譲しているのでは報告ぐらいするのではないのでしょうか。

(藤井課長補佐) 法律上の担保があるかどうかの違いはあると思います。事実上やるやらないというのは多様な場合があると思いますけれども、必ず制度として担保されるというのは、意味があると思います。

(樫谷委員長) それは事後報告ではだめなのですか。

(藤井課長補佐) 今おっしゃられた事実上の報告については、事後報告などもあり得るかと思いますが、制度上「経由して行う」とされている以上、事後報告では足りないこととなります。

(今野委員) 権限はおろしているのだから、県の承認はとらなくていいわけですね。

(藤井課長補佐) 決定は市町村と国との協議によることとなります。

(今野委員) 普通、常識で考えたら直接やってもメールで言うとccぐらいはつけますよね。

(藤井課長補佐) 事実上の慣行というのは様々あるかと思いますが、いずれにせよ今回、調査をした中において、そうした取扱いで本当に問題がないのかどうかも含めて、また判断材料が乏しいなというところが今までの議論の経過だと思っております。

(樫谷委員長) なかなか総務省としては県の意向も市の意向も大事なので、言いづらいということでしょうか。

(藤井課長補佐) 地方自治法の制度というのは国・地方の関係、都道府県、市町村も含めた関係を規律する一般法でもありますので、慎重に考える必要があると思っております。条例の事務処理特例における経由の考え方も、申し上げましたように、都道府県と市町村の間での事務処理の配分をどうするのかというのは結構大きな問題でもありますので、慎重に検討すべきであると考えております。

(樫谷委員長) 経由することによって、事実上、県の意向が働き過ぎることはないのですか。もともと県の権限だったので、それはしようがないところなのですか。地方自治の建前でいくと、現場に落としていこうという思想だと思うのですが、経由することによって結局県の意向が働いてしまうことはないのかというのがまず1点。国と直接協議を行うことによって、国の意向がよく現場、市町村に分かりますよね。そういう意味ではワンクッション置いてしまうとわからなくなってしまう。距離が遠くなるから。むしろ直接話した方が良かったと。

特区でよくおっしゃっていただいていたのは、御担当が違ったと思っておりますけれども、今までは県を通じて話していたところが、今回、特区で直接話ができるので、そうなんだということが非常によくわかったということをおっしゃった市町村の方がいらっしゃいました。結局、敷居が非常に高いと思っていたらそうでもなかったというようなこともあったので、経由をすることが、県が何と云うかによって違うのでしょうかけれども、直接協議を行った方が本当の意向が、本人に聞いた方が早いというのと同じで、だから経由しているとかえって正しい現場感覚が持てないのではないかというような気もしますし、県の方も企画立案まではする立場ではないので、全体的に、そういう意味ではその趣旨も分からない。つまり、ワンクッション置くことが良いのかどうかという主張だと思うのですが、そのことについてはどう思われますか。

(藤井課長補佐) 先ほど申し上げましたが、経由には相応の趣旨があるということです。おっしゃられるように直接やった方が早いではないかという御指摘もあろうかと思いますが。

(樫谷委員長) 早いというより、本当に理解できるということ。市町村から直接来れば、事

務量が増えるということもあろうかと思えますけれども。

(藤井課長補佐) いわゆる伝言ゲームにならないということかもしれませんけれども、実際に經由することでどの程度伝わりづらくなっているのかというところも、まだ事例として把握するには数の蓄積が少ない。やはり直接やった方がすごく正確に伝わって早くできるし、本当に問題が全くないということが一般的に言えるかどうかということは、しっかりまず確認する必要があると思っております。

(樫谷委員長) 市町村を育てるという観点もあると思うのです。しっかり意向が直接伝わって、市町村を育てていく。県も育ててはいるのでしようけれども、市町村も育てなければいけない。直接やれるということは非常に良いことだと思いますので、その辺のことも含めて御検討いただけたら、反対のものもあるかも分かりませんが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

(藤井課長補佐) 当然、我々も総務省という組織のレーゾンデートルに関わる場所がありますけれども、地方自治がうまくいくようにということは当然、組織目標でもあります。ただ、一方で一般的な制度を所管している立場からすると、本当に問題がないのか、先ほど申し上げたように、都道府県と市町村の事務処理の配分を将来的影響も含めてどう考えるのかという観点で制度設計をする意味では、もう少し事例をしっかり蓄積していきたい。証拠をしっかりと集めた上で議論をしていきたいと思っております。

(樫谷委員長) よろしくお願ひします。余り心配し過ぎてもしようがないので、前向きに、多少リスクもあるでしようけれども、ちゃんとフォローできるようなものをつくっていただくと良いかもしれません。

よろしいでしようか。それでは、特例措置412(条例による事務処理の特例に係る事務の合理化事業)につきましては、引き続き進捗状況を適宜会議に御報告いただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

それでは、御退室お願ひします。ありがとうございました。

(総務省退室)

(観光庁入室)

(樫谷委員長) 続いて、特例措置1226(地域限定旅行業における旅行業務取扱管理者の要件緩和事業)につきまして、国交省におきまして制度改正を進めていると伺っておりますので、その経過及び概要につきまして御説明をお願ひしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

(山内課長補佐) 観光庁観光産業課で課長補佐をしております山内と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

地域限定旅行業における旅行業務取扱管理者の要件緩和事業ということですが、先般、6月に通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律を公布したところであり、この改正旅行業法を年度末までに施行する予定であります。もともと旅行業法を改正する経緯については、ランドオペレーターのサービスの低下ですとか、軽井沢のバス事故を受けて、旅行者の安全性の確保を図るということでランドオペレーターの登録制を創設したり、地域を

めぐる旅行の促進として地域の観光資源、魅力を生かした体験交流型旅行商品の企画、販売の促進に向けた見直しを行うということで、旅行業務取扱管理者の営業所への配置に関する規制を緩和する予定であります。

資料をご覧いただきたいのですが、これまでの制度ですが、旅行者または旅行代理業者につきましては、営業所ごとに1人以上の旅行業務取扱管理者を選任しなければならないと定められております。こちらは、旅行業法の中で第11条の2と書いてありますが、こういった旅行者または旅行代理業者については、取扱管理者を選任して当該営業所において業務に関して旅行者の安全性を確保するために、きっちり管理監督をしなければいけないと定められております。

一方で、構造特区制度の活用に書いてあるのですが、地域限定旅行者が選任する旅行業務取扱管理者については、一定の要件の下で他業種との兼業を認めるとなっておりまして、例えば、山形県の大蔵村では地域限定旅行業における取扱管理者の要件緩和事業を活用して、旅行業を自ら行って、集客する。それを交流人口の拡大を期待して行っているという事例がございます。

地域のニーズとしては、やはりインバウンドの増加に伴いまして、それぞれの地域のニーズに応じたカスタムメイドの旅行商品の提供が求められているところですので、そういったところに詳しいのは地域の例えば宿泊施設の事業者といったところが挙げられます。こうしたニーズに対応していくためにも、赤囲みで書いてありますけれども、地域限定旅行者が選任する旅行業務取扱管理者の兼業を認める特区の制度の全国展開について、こちらは全国展開するかどうかについて今ちょうど業界と検討しているところでございます。

改正旅行業法の施行については年度末までに施行することになっておりますので、それまでに全国展開するかどうかについて業界と検討しながら進めていきたいと思っております。

以上です。

(樫谷委員長) ありがとうございます。

それでは、ただいまの部会報告及び国交省の説明につきまして御意見、御質問がございましたら御発言いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(山根委員) 前回の説明では、旅行業務取扱管理者については地域限定型の旅行業の取扱管理者の制度をつくるというようなお話だったと思うのですが、何か変わったことがあるのでしょうか。

(山内課長補佐) 特に方針は変わっていないのですが、こういったニーズがあることを踏まえまして全国展開するかどうか、ちょうど今まさに業界と検討しているところでございます。

(山根委員) 旅行業務取扱管理者になるためには、かなり勉強してようやくなれるということで大変難しい試験であるという認識があるのですが、地域限定型については試験というよりも、少し違った形のものを検討していらっしゃるというような話も聞きました。それについては何か。

(山内課長補佐) 資料左下の法の概要に書いてありますが、地域限定旅行業務の取扱管理者につきましても、今まで全国の地理の試験とか、そういったものが試験で出ていたのですけれども、そういった知識は必要ないだろうということで、地域に限定した知識のみで習得可能な制度を創設したいと考えております。

(山根委員) そういたしますと、地域限定型の旅行業務取扱管理者の認定のようなものになるという話を聞いたような気がするのですけれども。

(河合係員) こちらは試験区分の創設ということでございまして、試験であることには変わりはないのですけれども、より科目を絞ったような形で、地域に限定した知識で取っていただける。従って、国内の旅行業の取扱管理者に比べると、難易度もより合理的なものになった試験区分を創設しておりまして、これは法改正で対応しておりますので、法律が成立しているので措置済みということになります。一方、今回の旅行業の取扱管理者の兼業の話は法改正事項ではございませんでしたので、引き続き検討ということにさせていただいております。

(山根委員)

都道府県であるとか市町村によって試験の内容が変わってくるということですか。

(河合係員) 試験の内容については検討中なのですけれども、地域ごとに限定した知識で取っていただけるものを想定しております。

(樫谷委員長) 地理の試験はそんなに難しいのですか。

(山内課長補佐) マニアックな問題が出ているという声もお伺いしますので、そこは地域のこととちゃんとわかっているということが担保できるようにしたいと思います。

(樫谷委員長) それ以外は。

(山内課長補佐) きっちり安全管理をするということと、旅行者のニーズを満たせるような形にしたいと思います。

(明石委員) 個人的には非常に興味深い提案だと思います。そこで地域と言ったときにどの程度の、市町村なのか県単位なのか。例えば千葉県あたりでも房総学検定というものがあるのです。それを受けると基礎資格になるとか、政令都市ぐらいの範囲なのか、県レベルなのか、地域限定というものに関して何かガイドラインがあるのでしょうか。

(河合係員) 地域限定といった場合、地域限定旅行業が1つのエリアの区分になってはいるのですけれども、それが業務を取り扱える範囲が隣接市町村となっておりますので、営業所のある市町村と、それに接する市町村が範囲となっており、それが1つの基準というか区分となっております。

(今野委員) もともと旅行業務取扱管理者は兼業してはいけないのですか。地域限定とは関係なく兼業してはいけないのですか。

(河合係員) 法令上、兼業を禁ずるという書き方はしていないのですけれども、こちらのペーパーに法律、条文を引用してございまして、旅行業法施行要領という通達がございまして、こちらでただ単に管理者を選任しておけば良いというものではなく、適切に管理監督をせし

める義務を定めているということで、この適切に管理監督をせしめるというところに鑑みますと、兼業は難しいというような解釈、運用をしているところでございます。

(今野委員) 今回、想定しているのは旅館の人がメインで、営業所に行って管理者をやる。そのようなことを想定していますよね。兼業者が増えてくると一般的に、働き方改革で兼業についても話が出ているので、だからその時にはメインは旅行業で働いて、どこかで兼業していることはあると思うのですが、それはどうなのですか。そうすると実質上で判断するというのでしょうか。

(河合係員) 実態として宿泊業ですとか、タクシー、バスの事業者、観光に係る産業の方が兼業を希望されるのが多いのではないかと想定を持っておりますけれども、こちらとして業種で縛るものではございませんので、適切に管理監督をしていただけるというところで要件をかけさせていただきたいと思っています。

(山根委員) 地域限定型の旅行業務取扱管理者という制度がある一方で、旅行業務取扱管理者の兼業もできる制度になるということですか。

(河合係員) 現行の特区の制度でも、地域限定旅行業者が選任する旅行業務取扱管理者となっておりますので、旅行業務取扱管理者の区分がこれまでは総合、国内の2種類ございまして、そこに今回、地域限定という新たな区分をつくっているのです。地域限定旅行業者がどのタイプの管理者を選任しても、この特区の制度は使えるということになっていたと存じますので、その枠組みは維持してまいりたいと考えております。

(樫谷委員長) 特区の制度を廃止するわけではなくて、地域限定の管理者というものをつくって、その人たちがまた兼業ができるということを言いたいわけですね。

(河合係員) はい。

(田中参事官) 今、全国の旅行業務取扱管理者しかおりませんで、その方々が地域限定旅行業を扱う場合は特区によって兼業できるという仕組みであると思うのですけれども、今度は新たに地域限定旅行業務取扱管理者というのを創設されるということで、地域限定旅行業務取扱管理者と全国旅行業務取扱管理者となりますけれども、両方とも地域限定旅行業を扱う場合には、特区に限らず兼業を可能とするということを御検討いただいているということでありますので、もし兼業が可能になれば、地域限定旅行業を扱う場合の兼業の特区でしたので、それは全国展開されたという形になろうかと思えます。

(樫谷委員長) 地域限定の管理者の方は兼業ができないわけですね。

(山内課長補佐) そうです。

(樫谷委員長) いずれにしても、外国人の方がいらっしゃっていて、東京都の一極集中ではとても対応ができないということで、いかに地方に行っていただくかが大事ですし、もう一つ、大きなところは、地域の細かなことは分からないということですね。御存じのように、日本人が何とも思わなかったことが外国人から見ると素晴らしいということもあるので、そういう意味では地域の情報を持った人が従事するということが極めて大事かもしれません。よく議論していただいていると思います。

よろしいでしょうか。それでは、特例措置1226（地域限定旅行業における旅行業務取扱管理者の要件緩和事業）につきましては、全国展開について検討を進めているとのことで、国交省におかれましては、引き続き具体的に内容の検討を進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、御退室をお願いしたいと思います。ありがとうございました。

（観光庁退室）

（観光庁入室）

5. 関係府省庁報告

（樫谷委員長）続きまして、関係府省庁の報告に移りたいと思います。

まずは特例措置1229（地域限定特例通訳案内士育成等事業）について、これも国交省におきまして制度改正が行われたということでございますので、御説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

（蔵持課長）観光庁観光支援課長の蔵持です。よろしくお願いいたします。

お手元の資料、「通訳案内士とは」という資料に基づき御説明したいと思います。

地域限定特例通訳案内士育成等事業でございますけれども、今まで構造改革特区の中で位置づけていただきまして、それで地域で良い計画をつくっていただいたところを認定するというので、今までやってきたところでございます。

こちらの資料で御説明しますが、1枚目はそもそもの通訳案内士制度の御説明でございます。外国人に付き添い、外国語を用いて有償で旅行に関する案内を行うための国家資格ということで、今までは通訳案内士でないと有償で外国語を用いて旅行のガイドを行うことはできなかった。登録制ということで結構難しい試験でやっておりましたけれども、今般、この間、終わった国会におきまして通訳案内士法の改正を行いまして、これの規制緩和を行ったところでございます。

2枚目でございますけれども、この地域特例の通訳案内士制度の全体像はこのような形になっています。一番左が全国の通訳案内士ということで、これは国の試験を受けてなっていたということで、今、2万2,000名の方が全国でどこでも通訳案内士の業務が行えるということでなされております。地域の特例はいろいろな時期で、いろいろな特例をつくってございまして、これだけ今、分かれてございまして、真ん中のところでございますけれども、地域限定通訳案内士というものがまず最初にできた制度でございまして、これは外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進に関する国際観光の振興に関する法律という、容易化法と我々は呼んでおりますけれども、この容易化法に基づきまして、都道府県の試験によって当該県のみの限定の通訳案内士の制度をつくったのが最初でございます。その後、地域の特例の通訳案内士ということで、各地域の特措法、中心市街地活性化法、総合特区、構造改革特区という流れでさまざまな特例措置を設けて、その地域の中での限定での通訳案内士ができるというものをつくってございまして、特区の関係で言うと今16地域で1,000名弱の方がこの特例を使って実際に資格を取っていただいているということでございます。

それも含めまして、その次のページになりますけれども、地域の特例のガイド全体で今26の地域で2,052名の方に資格を取っていただいております。最近で言うと真ん中にありますけれども、京都市55名と書いてありますが、構造改革特区の特例を平成27年11月にとって、それから1年弱研修を受けていただいて、ことし4月からビクターズホストという名前で業務を開始しております。京都のガイドということで非常に好評を博していると聞いております。

東京都も30名と書いてありますけれども、タクシードライバーの方で比較的英語ができるような方にやっていただくということで、30名の方がそういうことで業務を開始するということがあります。ということで、順調に構造改革特区の取り組みの中で各地域の取り組みが進んできたということもありまして、今回の通訳案内士法の改正、全般的には業務独占規制を廃止するというのが一番大きな内容だったのですけれども、この中で地域特例の通訳案内士の制度を地域通訳案内士ということで全国展開することで今回、各特区の法律から引っこ抜かしまして、通訳案内士法の本則で地域通訳案内士ということで、基本的には今まで特区で行えたようなスキームをそのまま持ってきまして、全国どこでもやっていいですよという形のを今回、整理したということでもあります。もちろん今まで特区でやっていた各自治体による特例のガイドに関しましては、そのまま経過措置で移行できるという形になっておりますので、今までどおり名乗っていただくことができることになっています。

ということで、今、我々の方で基本方針をつくり、地域の方で計画をつくっていただいて、地域のガイドを育てていただくことをこれから一生懸命取り組んでまいりたいと考えております。

次ページ、改正案ということで、これも改正したものでございますが、これだけあった特例制度を全部まとめて通訳案内士法の中で地域通訳案内士に一本化して、自治体が研修を行う。それでしっかりと研修をしていただくことで計画を策定して、出してきていただいたところを我々の方で同意をすれば、地域通訳案内士ということで名乗る、各地域の案内士が自由にできるという制度にしたということでございます。

我々としても、これからもいろいろな地域のガイドさん、外国人の通訳案内を有償でできる数を増やしたいと思っております。今、我々の地域のブロックでは運輸局というものがありますけれども、運輸局を通じて各都道府県、市町村にもこの制度を周知して、いろいろな地域で通訳案内士を育成する取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

(樫谷委員長) 御意見、御質問がございましたら。

基本的には業務独占ではないけれども、通訳案内という方のレベルを上げていく努力を、資格を与えることでされるということですね。

(蔵持課長) その通りです。

(島本委員) 法改正に伴って通訳案内が有償でできるようにした。例えばタクシーのドライバーが、通訳案内として追加で料金ももらうような状況を想定しているのですか。

(蔵持課長) そうです。今でも無償であればできるのですけれども、有償でプラスでお金を

とすることもできるようになります。

(樫谷委員長)

いろいろ歴史を見ていますと、通訳案内士の方はレベルが高いですね。

(蔵持課長) 実際に語学で言うと英検1級レベルを求めておりまして、実際に現場の皆さんとも意見交換をしながら制度設計をしているのですが、大体は語学としては英語の方が多くて、そうするとかなり欧米のそれなりの知識の方が、1日で4万ぐらいとるものですから、それなりの方が雇うのです。

例えば日本の年金制度ってどうなっているんだとか、そのようなことまで聞いてくるので、かなり幅広い知識が必要。あとは日本人の宗教観とか、大体お寺とか神社に連れていくので、片方で無宗教と言っているのに、みんながお参りすることについてはどのように日本人は理解しているのかとか、そんなことも聞かれるので、かなりしっかりとした教養がないとできないというところがございます。

(山根委員) 外国人観光客が、通訳案内士の方をチョイスされますよね。その時には地域限定の通訳案内士の方ですと、そこまではお話しできないような気がするのですが、外国の方が通訳案内士の方を頼みたいとなった時には違いが分かるようになっているということですか。

(蔵持課長) 今までもそうなのですが、地域通訳案内士の方をチョイスする場合は、例えば観光協会とかに問い合わせがあった場合にやるので、あとはその旅行会社が地域通訳案内士を使うような場合もあるのです。

(山根委員) アレンジする方がそれを見ながらチョイスされるということですか。

(蔵持課長) その地域だけで良いということで、地域通訳案内士の方を使う場合は、スポットで例えば石見銀山の案内をするのをお願いしますとか、そのようになるので、そのところはやはりそれによって変えていく。ロングで東京から入って箱根に行って、京都に行って、開空から出るみたいなパターンが結構多いのですが、そのようなもので5泊6日ずっと付き合うというのは全国の方をお願いします。それを実際のところ旅行会社が旅行者の方のオーダーに応じて、旅行会社が通訳案内士の団体に、こういうレベルの、こういう感じの方が、こういうニーズで来るので、それに対応できるような人を紹介してくれと言って、通訳案内士団体が自分の会員からこういう人はどうかと。その工程に付き合えるかどうかというのも通訳案内士の方はありますので、そんな形でしっかりと対応しているというのが現状です。

(樫谷委員長) 結構高いのですか。

(蔵持課長) レベルによっても違うのですが、先ほども申し上げましたが、1日3万から4万です。まだ駆け出しの人だと1日で2万5,000円ぐらい、半日で1万円とか、そのような感じで対応すると聞いています。

(樫谷委員長) 非常に重要な役割で、維持向上をぜひお願いしたいと思います。

特例措置1229（地域限定特例通訳案内士育成等事業）につきましては、通訳案内士法の改正

に伴いまして、特例措置は全国展開されるものと整理させていただきたいと思っております。

それでは、御退室をお願いします。ありがとうございました。

(観光庁退室)

(法務省入室)

(樫谷委員長) 続きまして、特例措置506(513)(外国人技能実習生受入れによる人材育成促進事業)につきまして、法務省において新制度の検討が進められているとのことですので、御説明をお願いしたいと思います。

(近江室長) 本日はよろしく申し上げます。法務省入国管理局企画室長の近江と申します。

まずお手元に配付しております報告についてという資料をもとに御説明を申し上げたいと思っております。

まず、本外国人技能実習生受入れの育成推進事業の措置でございますが、この措置につきましては平成15年から実施しております。技能実習生の受入枠について、入管法において常勤職員50人以下の中小企業については、受入枠は3人と規定されており、本事業のもと3人から6人に拡大した措置をとっているところが特例措置でございます。

現行の措置自体は入管法に基づく上陸基準省令という省令がございまして、それに基づいて特例措置を定めておるものですが、先生方も技能実習制度の問題については報道で御存じかと思いますが、技能実習制度自体が労働力の安価な確保策になっているという批判、それに伴う法令違反、人権侵害、失踪して逃げ出す実習生もいるというところで、国際的に非常に非難を浴びているということがまずマイナスの面でございます。

一方、本来の目的としては人づくり、国際貢献というところがありまして、マイナス面の改善のため、現行の措置、法令を改めまして、不適正な受入れ先を排除して適正な制度に見直すというものであります。そのため新しい法律をつくりまして、本年11月から新制度を実施したいと思っております。こういう状況があり、新しい法律による運用が行われることになり、入管法に基づくこれまでの特例措置の取扱いの見直しが必要になってくると思っております。今回、御報告いたします。

資料をご覧くださいまして、まず新法に基づく技能実習制度の見直しというところですが、キーポイントとしましては重複いたしますが、これまでも平成21年にも入管法を改正しておりますが、問題があるというところで、国会の附帯決議におきましても抜本的な見直しをできるだけ速やかに行うというところを言われておりました。

この状況を受けまして制度廃止という意見も出される中で、国際貢献という制度の趣旨にも従いまして、今回、新しい法律をつくりまして、昨年11月18日に成立、本年11月1日に施行することになっております。この中身は今までの入管法だけの運営とは大分変わっておりまして、実習計画自体を法律事項としまして認定制にするとか、受け入れる現場のまた上に監理団体というものがあるのですが、管理監督する団体の許可制を導入するとか、技能検定を義務づけるなど、あと新しく外国人技能実習機構というものを創設しまして、ここに主務大臣のいろいろな権限を渡したりしまして、制度の適正化を行うという抜本の見直しを行っ

た状況になっております。

そういう中で今回の特例措置とも若干重複するのですが、この新しい制度におきましても外国人自体を受け入れる実習実施機関と、それを管理する監理団体は優良な団体という概念を新しい法律で決めまして、そういう一定の基準を満たす優良な団体につきましては、常勤職員数に応じた受入枠を倍増するという事となっております。

もう一つは、今までは3年の受入れだったのですが、それを5年に見直すということで、優良な団体というところの概念を今回つくったという形になっております。

そこで2に行くのですけれども、優良団体に対する優遇措置が今回の特例措置と重なることとなっております。そのような中で今回の特例措置をどうするかというところなのですが、今までの特例措置は法令上は入管法の特例措置という形になっておりまして、今回は全く新しい法律に基づいての優良団体の優遇措置になりますので、ここはやはり同じ流れではできないというところと、あとはめくっていただきまして受入枠につきましても、今までの技能実習制度を参考としてはおりますけれども、主務省令においてきめ細やかに規定するということで、優良な団体については枠を倍にするという措置をつくっております。

こういう状況でございますので、今回の新しい見直しにおいて優良な団体を選別して優遇措置をとることになるのですが、そのように選別された団体に対する受入枠の拡大と、この特例措置が同じ内容になってしまいます。特例措置を継続して認めつつ、今回新たに設けた優良な団体という概念から外れてしまう団体についても同等の受入枠を認めることとなると、新法の趣旨である制度の適正化にはそぐわないため、今回は見直しの全体の流れからしまして、特例措置というのは一旦終了させていただきたいと思っております。

なお、今の特例措置を受けていらっしゃる場所であっても、新法に基づいて優遇措置の基準をクリアしていただければ当然、普通とは倍になりますので、そういう意味ではスムーズに移行できる団体もあろうかと思っております。

以上が私どもの今回の新法に基づく本特例措置への対応というところの説明になります。

以上でございます。

(樫谷委員長) ありがとうございます。

ただいまの御報告につきましては事務局から特にないですか。

(田中参事官) 資料の最後の10ページをご覧いただきたいと思います。直接対比できないところもあるのですけれども、比較表にまとめました。現行の構造特区が通常3人を6人にできるということで、新しい制度におきましては、通常のベース自体が10人ごとに刻みを設けて、ベース自体を3人、4人、5人とアップしていく。特例措置がその倍の6人、8人、10人になるということで、この特例を受けるに当たっての要件が優良性をはかってということになるということでございます。

次に要件を比較しておりますが、特区におきましては技能実習を受けようとする事業者の相当程度の集積、経済的考慮、有効求人倍率が県平均を上回っているとか、地域の要件というものを設けておりましたが、新たな実習制度においては地域の要件がなくなって、全国共

通のものになっているということでございます。

あと、特区、特例の手続でございますけれども、構造改革特区においては内閣総理大臣が認定をする、規制官庁が同意をするという認定の手続がありました。それは必要ございませんで、実習計画の提出については新たに実習計画をしっかりと審査して、実行を担保していくという仕組みになったということです。

(樫谷委員長) ありがとうございます。

それでは、御意見、御質問がございましたら御発言いただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

(今野委員) 今の説明を聞くと、優良かどうかというのは非常に重要なポイントで、10ページの資料の新たな技能実習制度の実習実施者の場合というところに点数がありますが、このあたりが優良団体の要件になるというわけですね。

(近江室長) その通りです。別添2の資料に細かく書いてございまして、こちらが優良な実施者と監理団体のポイントです。自分が何に該当するかというところが客観的に分からないといけないので、このように実習実施者と監理団体につきまして満点を120点といたしまして、その6割を満たしていれば優良であるということと判断しようと考えております。

要件の主なものにつきましては、技能実習制度の問題があつて、それを改善しようというところでやっておりますので、今まで問題であったという点に関し、まず1つは団体に法令違反がないとか、しっかりと実習できるかどうかというところ、また、技能検定の合格率とか、実習実施機関におきましては最低賃金よりも高くお金を払っているという面で、今まで問題だということについてしっかりと対応していると評価できるところに多くポイントが与えられるような仕組みをつくっております。今までのいろいろな問題があつたところの経験から、優良であるという要件をつくってポイント制にしたところでございます。

(島本委員) 特区認定されているところがどれぐらい要件を満たすかというのは分かりませんか。

(近江室長) まだそこはこれからの団体の申請等があるかと思っておりますので、今は分からない状況になっております。今回の新法に基づくためには、新しく監理団体の認定を受けたりしなければいけません。実習実施について、実施者につきましては届出をしなければいけないこととなっておりますので、今それを受け付けている期間という状態になっております。

(前多係長) 新法自体は11月1日から施行となっておりますが、それより前に事前申請という形で既に監理団体の申請を6月から受け付けていて、他方、いわゆる実習実施者、計画の認定については7月から受付を始めています。新法自体も11月からですので、最終的に許可や、計画の認定は11月からになります。今、順次、外国人技能実習機構、新たに設立した認可法人でその受付を行っていて、現在も審査をしているという状況です。

(今野委員) そうすると実施者も優良で、監理団体も優良でなければいけないということですね。これは大変な件数が出てくるのではないですか。

(前多係長) 基本的には技能実習計画というのは、いわゆる実習生1人についてどのように

計画を立てて、技能を学んでいただくかというところなので、実習生ごとに申請が出されることとなります。

（樫谷委員長）10万人いたら10万人のケースですね。

（近江室長）別添1に法律の概要を書かせていただいているのですが、1（2）にも書いてございますが、実習生ごとの作成の計画を認定制とするとか、実習実施者は届出、監理団体の許可制ということで、これも一つ一つプロセスを踏んでいくという形になりまして、今までいろいろな問題が生じていたところもありますが、技能実習生の入国、在留は大幅に増えておりまして、今、日本で外国人労働者と厚生労働省が言っているもので100万人いるのですが、そのうち技能実習生が2割ぐらいを占めているという状況になっています。労働力と言うのは変なのですけれども、ここで技術修得をしたいという人たちのニーズは非常に高いため、制度を存続するためにはこれをやっていかなければいけないというところで、新しく機構までつくらせていただいたところですよ。

（明石委員）別件ですけれども、仕組みは分かったのですが、実際に外国人が来ますね。例えばアジア系、ベトナムとかアラブとか南米があります。いろいろ大変だったからこういうガイドラインをつくったと思うのですが、どの国の実習生の受入れが困難だということがあるのでしょうか。

（前多係長）中国とかベトナムは国籍としては多くて、あとは東南アジア、インドネシアだったりフィリピンだったりタイなどから来ています。特にどの国が、というところはそれぞれです。

（明石委員）宗教の問題は大きいのですか。

（前多係長）宗教の問題というよりも、よく国会審議等で御指摘を受けたのは、ブローカーの存在です。日本に送り出しますよ、日本に行けますよ、日本で働けますよというような、本来の制度趣旨とは全く違うことで人を募集して日本に送り込む。そこでマージンを受け取っているようなブローカーが存在しているということがかなり言われていて、それは国内の受入機関であっても、あるいは送出国、本国の方にもおり、この問題が結構大きいところですよ。

（近江室長）残念なのですけれども、失踪、もうこの実習実施機関にいられないということで逃げてしまう人がいます。それも社会問題になっているのですが、お金は欲しいけれども、ここでは稼げないというところで、別のところに行ってしまうたり、それで入管法違反ですから捕まって退去強制という形になる方もいます。その方々の一部にインタビュー調査を行ったこともあるのですが、実習実施機関での低賃金、契約した内容とは違っていたとか、暴力を振るわれた、セクハラ等があったとの話もありました。

（明石委員）実は、大学で今、1年間は在学するのですけれども、すぐ中退していくという外国人学生が問題になっているのです。

2点目は、千葉県は郡部に行きますと旅館、ホテルは人が足りないのです。欲しい欲しいと言うけれども、こういう仕組みをつくってくると非常に安心できるというか、非常に良

いなと思いました。

(樫谷委員長) もともと失踪しようと思って来ている人も結構いるのでしょうか。

(近江室長) 心の中ですから分かりませんが、ないわけではないと思います。

(樫谷委員長) それは送出国がしっかりとチェックしなければいけないということですね。

(近江室長) 幾ら送出国にきちんと言っても本人がそう思っていたら、そこも防げませんので、やはりこういう制度できちんと確認をいつもしていくことが必要なのかなと思います。もちろん送出国でもきちんとしていただくことは重要で、今回、外国の政府も絡んでいただきまして、取決めを結んで政府と政府との関係での人の送出しという形を、今回新しく実施することになりますので、そういう意味では送出しと入った後の厳格化というところも今回できるのかなと考えております。

(樫谷委員長) 外国人実習生たちが入りますね。そういう人は真面目に仕事をしている。ところが、受入機関、実施機関が特に問題だったという時には、その人たちは帰らなければいけないのですか。

(近江室長) 働いているところが不正行為をしているというところで問題があると認定されて、5年間または3年間受け入れできなくなるのですが、そういう場合は本人に責めがないわけですので、そういう意味ではそこは上部に監理団体がありますので、そこに他の実習実施機関をあっせん、紹介するようというところで、そういう仕組みで実習生が不利益にならないように昔からやっております。

(山根委員) 私はカンボジアで送出国を尋ねたことがあるのですが、本当に大変な思いをして日本に来ているんだなど。親戚からお金を借りて、ようやく送出国で勉強するためのお金を借りてきて、それで日本に来た。他にも国はあるのです。韓国ですとかいろいろな国の中で日本を選んでくれたという、まずそこと、新しい制度を通じて良い評判もつくって、日本に行くのいいよということをつなげてもらえるように我々も努力しないといけないなど、感想になりますけれども。

(近江室長) 悪い事例が目立つのですが、好事例も結構ございまして、母国に戻って日本の技術とか、日本でのコネクションとか、そういうものを生かされて起業されたりとか、現地の工場とかで相当の地位に行かれる方もないわけではありませぬので、そういうところを今後、そこがメインになるように、そういう評判が聞こえるようにということで頑張っていきたいと思っております。

(樫谷委員長) 抜本的な見直しをしたということですね。よろしいでしょうか。

それでは、特例措置506(513)(外国人技能実習生受入れによる人材育成支援事業)につきましては、新制度の施行に伴い終了ということでよろしいでしょうか。

それでは、御退出をお願いします。ありがとうございました。

(法務省退室)

6. その他

(樫谷委員長) 事務局から何かありますか。

(田中参事官) 特にございません。近々、部会や委員会の開催等につきまして御相談させていただきたいと思います。

7. 閉会

(樫谷委員長) では閉会します。ありがとうございました。